

2023年12月12日原子力委配布資料－真山「露ウ戦争における原発攻撃と武力紛争法(国際人道法)」

露ウクライナ戦争における原子力発電所攻撃と武力紛争法(国際人道法) －「軍事目標」を「保護」する矛盾と必要－

2023年12月12日 大阪学院大学国際学部 真山 全

はじめに

- ・露ウクライナ戦争：「核」に関わる二問題＝「原子力発電所攻撃」＋「核兵器使用の可能性」前者を検討し、日本の状況にも触れる。

1. 戦争・武力紛争と国際法－前提的説明

(1) 武力行使と武力紛争に関する二つの国際法規則群－*jus ad bellum* と *jus in bello*

- ・武力行使や武力紛争の合法性(いつどのような戦争ができるか)に関する規則群－*jus ad bellum*
- ・武力紛争におけるその当事者の戦闘その他の行為に関する規則群－*jus in bello*
- ・*jus in bello*：戦争法(law of war)＝**武力紛争法**(law of armed conflict(LOAC))＝国際人道法(international humanitarian law(IHL)) (中立法や軍縮法は別の規則群)
- ・本レジュメは原子力発電所攻撃について主に *jus in bello* から検討する(参考文献(1)を基にしている)。(3頁まで：原則的規則概説；それ以降：具体的に検討)

(2) *jus ad bellum* による評価

- ・国連憲章による武力行使の合法性・違法性の判断－第2条4項：武力行使禁止原則
- ・武力行使が許容される憲章上の明文の例外
 - 個別的及び集団的の自衛権：憲章第51条
 - 国連安保理決議に基づく措置：「軍事的強制措置」と「いわゆる多国籍軍方式」
 - 旧敵国(独、伊、日その他)に対する措置：憲章第53条、第107条

(3) *jus in bello* による評価

- ・「害敵方法(戦闘員と兵器プラットフォームの外見(a)、目標選定(b))」及び「害敵手段(c)」の**三段階(a~c)**：ハーグ法と総称
- ・「犠牲者の保護」：ジュネーヴ法と総称
- ・いずれも慣習国際法と条約から構成される。
 - ハーグ陸戦条約附属規則(ハーグ陸戦規則)(1899年、1907年)
 - ジュネーヴ諸(四)条約(1949年)(締約国数196)
 - ジュネーヴ諸条約第1追加議定書(1977年)**(国際的武力紛争に適用)
 - (同174(含：露、ウ、中、北朝鮮、韓、日)(主要非締約国：米、イスラエル、印、パ、イラン、星、土))
 - (補) 第1追加議定書が核兵器使用にも適用があるかについて主要NATO諸国はこれを否定する(非締約国ながら米も同じ)。日本政府はその見解を明らかにしていない。 ➡参考文献(2)
 - 同第2追加議定書(1977年)(非国際的武力紛争に適用)
- ・適用の時間的範囲：武力紛争の存在という事実が決める。
 - 国家の意思表示の無関係(宣戦通告、事変、特別軍事作戦、防衛出動)
 - 「有事」や「グレーゾーン」の語を国際法は用いない。
- ・事実主義：武力紛争の事実主義的認識：烈度(強度)問題

烈度基準それ自体の問題：小規模侵攻(いわゆるゲリラ・コマンドゥ侵攻)の場合？

赤十字国際委員会(ICRC)：軍隊同士の接触があれば国際的武力紛争である。

英：烈度、時間的継続性を強調

(補) 朝鮮戦争：1950年の戦闘の開始から1953年のその休戦までの間に存在していた。事実において戦闘が終了すれば武力紛争法の観点からは武力紛争の終了と認識され、法上の戦争を終了させるための平和(講和)条約を議論する必要はない(露ウクライナ戦争でも不要)。

(4) 国際的武力紛争と非国際的武力紛争の相違 (詳説せず)

- ・国際的武力紛争：法的に対等なもの同士の闘争＝武力紛争法の全面的適用
- ・非国際的武力紛争：法的に対等ではないもの同士の闘争(内戦その他)＝武力紛争法適用は限定的(原則的にはハーグ法の適用はない。)

(補) 非国際的武力紛争⇒政府からみれば反体制圧の法執行活動⇒当事者間の関係は警官と犯罪者のそれ⇒対等当事者の存在を前提とするハーグ法の適用はしにくい。

(補) 中華人民共和国と台湾の正規軍間で継続的な戦闘が発生した場合にそれを国際的武力紛争というべきかは興味深い問題である。

(5) 害敵方法(methods of warfare)と害敵手段(means of warfare)

①害敵方法の規制

「戦闘員と兵器プラットフォームの外見(欺瞞の評価：背信行為と奇計)」(説明省略)及び「目標選定基準」

- ・ **目標区別原則＝戦闘員と軍事目標のみが合法的目標** (lawful/legitimate target)

人的目標：戦闘員、敵対行為に直接参加している文民

物的目標(地上目標)

軍事目標の定義：ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第52条2項

目標の性格：(物については)軍事活動に効果的に貢献する物(機能的基準)

軍・文民のいずれが運用管理しているかを問わない。

状況要素：その破壊等がその時点における明確な軍事的利益をもたらす場合

- ・ 目標識別義務
- ・ **過度の付随的損害**発生防止

付随的損害(collateral damage)：軍事目標への攻撃に伴い発生する文民又は民用物の損害

法的評価：**付随的損害発生は直ちには違法と評価されない。しかし、これが軍事目標破壊から得られる軍事的利益に比し過度(excessive)であれば、当該軍事目標への攻撃は違法とされる。**

②害敵手段の規制

・ 原則：「無差別的効果を持つ兵器」及び「戦闘員に過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器」の使用禁止

・ 使用すれば常にこうした効果を与える兵器の使用が禁止される。使用方法次第でかかる効果が生じない兵器なら兵器それ自体としての使用禁止は原則的にはできない。何故なら使用方法だけに注意すればよいからで、当該兵器使用そのものの全面的禁止は特別の合意等によらなければならない。(補) 核兵器は「禁止される害敵手段」かについて見解が分かれる。

(6) *jus ad bellum* と *jus in bello* の関係－差別適用と平等適用

① *jus ad bellum* (いつどのような戦争ができるかに関する規則群) からの評価を *jus in bello* (当事者間の戦闘その他を規律する規則群＝武力紛争法) の適用において考慮しない。

・ ***jus in bello* の平等適用** : これは露ウクライナ戦争でも同じ。差別適用的主張はあったが。

② 国家の戦争指導者を除き *jus ad bellum* 違反の法的責任を将兵その他は問われない。

侵略犯罪＝侵略という *jus ad bellum* 違反の個人責任。国家の政治・軍事指導者のみが処罰対象になる。

戦争犯罪＝侵略国と自衛権行使国双方に平等に *jus in bello* の適用があることを前提とする。下級兵士もその違反であって個人の刑事責任を追及できる行為である戦争犯罪で裁かれる。 *jus ad bellum* の問題ではないため、侵略国軍将兵でも *jus in bello* 違反がなければ裁かれない(平等適用のため)。

③ 侵略その他違法に武力行使をしている国の文民の扱い

侵略国か否かは *jus ad bellum* の問題、他方、文民保護は *jus in bello* (武力紛争法) の問題
差別適用の否定は再確認される必要がある。

(補) 第2次大戦とその前に日本が侵略を行ったとされても、そのことのみで日本文民が武力紛争法上の保護を喪失することはない。 *jus ad bellum* 上の違法行為(侵略等)を *jus in bello* における権利の否定の理由にはできない。

(7) 武力紛争法履行確保と戦争犯罪処罰

・ 武力紛争法違反にはどう対応するか? 武力紛争法の履行確保手段履行確保の意味
相互主義、戦時復仇、戦争犯罪処罰

・ **戦時復仇**(belligerent reprisals) : 相手方の武力紛争法違反に対し、同様の違反で応えること。
戦時復仇としてなされる行為の違法性は阻却される。

(補) 「核の第2撃」は対都市攻撃であれば戦時復仇でないと説明しにくい。

・ 戦争犯罪 : 武力紛争法違反で且つ個人に刑事的制裁を課しうる行為
国家指導者から最下級兵士まで処罰対象たりうる。

国家又は国際的な刑事裁判所が処罰する。日本 : 刑法、国際人道法違反行為処罰法等

・ 国際刑事裁判所(International Criminal Court (ICC)) 規程(Rome Statute, ICC Statute)

1998年＝規程採択、2002年＝発効、2007年＝日本加入

2010年＝カンパラで規程改正案採択(侵略犯罪等追加)(日本未受諾)

対象犯罪 : 侵略犯罪(カンパラ改正で追加)、集団殺害犯罪(ローマ採択時から)、人道に対する犯罪(同)、戦争犯罪(同、カンパラ改正で追加あり)

管轄権行使条件 : 省略 ウクライナでの ICC 管轄権行使の根拠

2. 原子力発電所の攻撃及び破壊

(1) 原子力発電所の地位

・ **軍事目標** : 攻撃が許容される。文民や民用物に過度の付随的損害を与える場合には当該の軍事目標への攻撃自体が禁止される。

・ **民用物**(軍事目標以外の物) : それに損害を与えることは軍事目標への攻撃に伴い付随的に

損害を与える場合でしか許容されない。

(補) 原子力発電所が民用物である場合には、それは攻撃から保護されるので、占領以外の場面では武力紛争法から特に議論する必要はない。

・ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第56条1項1文：

「危険な力を内蔵する工作物及び施設、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、これらを攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない(Works or installations containing dangerous forces, namely dams, dykes and nuclear electrical generating stations, shall not be made the object of attack, even where these objectives are military objectives, if such attack may cause the release of dangerous forces and consequent severe losses among the civilian population.)」

(2) ジュネーヴ諸条約第1追加議定書第56条による原子力発電所保護

・他の種類の発電所と同様、原子力発電所は、その機能からして国際的武力紛争のほとんどの状況で軍事目標の要件を満たすであろう(軍事目標であるとの推定は認められないが)。

しかるに、原子力発電所は、第1追加議定書第56条によりダム及び堤防と並んで「危険な力を内蔵する工作物」とされ、内部に蓄えられた威力が攻撃で放出され「重大な損失」が「文民たる住民の間」に発生することを防止するため、それへの攻撃が原則として禁止され、攻撃禁止を解除できる例外的場合も厳しく限定された。

・危険な内部威力の放出故に第1追加議定書が特別の保護を与える軍事目標は、第56条列挙のダム、堤防及び原子力発電所の三種しかない。

・第56条は、核施設全般を保護しているのではなく、その内の原子力発電所のみを保護する。同条が保護する範囲は二重に限定的である。

・第56条では、利益保護国監視下で稼働を停止するか又は送電先を民用物に限定するといった方法で原子力発電所の軍事目標たる性格を除去し、民用物化することで目標から外すといった方式はとられなかった。同条は、発電所の軍事目標たる性格を維持させたまま、即ち、軍事活動への効果的貢献を継続させたまま、核汚染による重大な損失の発生防止のため、これに攻撃からの保護を与えるという特異な規定である。

その故に、攻撃側よりも被攻撃側の利益を重視する規定であるとの批判が生じる一方、核汚染防止を至上の目的と認識し、強固に維持されてきたこの両者の利益均衡論を排したのとは評価されるべきとの見方もできる。露とウクライナは、第56条に留保や解釈宣言を付さずにそれぞれ1989年と1990年に第1追加議定書締約国となった。

・原子力発電所や他の核施設に対する攻撃は、露ウクライナ戦争におけるそれが初めてではなく、既にイスラエルや米により行われているが、この両国とも第1追加議定書締約国ではないことから、露ウクライナ戦争が同議定書第56条の適用が注目される初めての戦争となった。原子力発電所攻撃に伴い生じる核汚染の防止のため武力紛争法が新たな方策を検討すべきともいわれているが、まずは第56条の与える保護がいかなるもので、その限界はいずれにあるかを確認しなければならない。

(3) 原子力発電所攻撃の原則的禁止と「重大な損失」基準

①「重大な損失」基準設定による比例性原則からの離脱

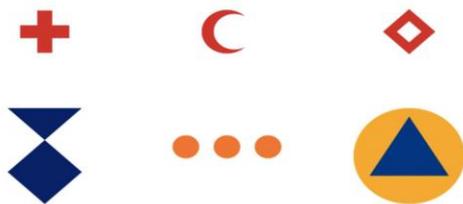
・第56条1項は、軍事目標である原子力発電所への攻撃から得られる軍事的利益と付随的損害の比較で攻撃の合法性が決まるという比例(均衡)(proportionality)性原則には依拠せず、内部威力放出による文民たる住民の間における重大な損失の発生という固定的な基準を設定し、そうした損失を発生させる攻撃を原則として禁止した。このため、重大な損失を上回る軍事的利益が攻撃から得られるとしても攻撃できない。

・重大な損失を定量的に表現し、その発生を予測することは過度の付随的損害と同じく困難である。ICRCの追加議定書注釈書でも”severe(重大な)“とは”important”や”heavy”と同義で、その発生可能性は、文民居住地域との距離、人口密度や地勢等の客観的要素から判断されなければならないという程度である。

・2022年3月4日からの露軍ザポリージャ原子力発電所攻撃は、文民に重大な損失を発生させなかったものの、果たして損害予測を行った上で攻撃したのかが問われる。

②保護標章：第56条7項1文：議定書付属書I第16条のいう「一列に並べられた三個の明るいオレンジ色の円から成る特別の標章によって、これらの保護される物を表示できる。」

(下図下段中央)



・保護標章表示は任意であり、第56条7項がいうようにその「表示がないことは、この条の規定に基づく紛争当事者の義務を免除するものではない」。

しかし、保護を確実にするために保護標章を掲示するに越したことはない。表示しないことで第58条(c)のいう被攻撃側がとるべき予防措置の違反になりうるとの見方もある。また、この標章は目視識別用であって、第56条列举施設の電子的識別手段は第1追加議定書では定められていない。同条6項のいう「追加的な保護」のための武力紛争当事国間の特別取極で電子的識別手段を定めることも考えられる。ともかくも、攻撃した方の法的責任を追及しやすくしておくために、保護標章を検討すべきである。

(補)「狙われるので表示しない」のではなく、目視識別用標識だけでも表示しておけば攻撃側に対する法的非難をより強めることができる(野戦病院の場合にはそこから他の部隊位置が割り出されないよう保護標章不表示はありうるとしても、固定施設である原子力発電所の位置は周知)。

(4) 重大な損失の発生しない攻撃

①周辺文民が存在しない場合及び軽火器による攻撃の場合

・第56条1項は原子力発電所攻撃に伴う内部威力放出により文民たる住民の間に重大な損失が発生する場合の攻撃の原則的禁止をいうから、そうした損失が生じなければ攻撃は同項からは許容される(いうまでもなく原子力発電所が軍事目標の場合)。

②文民たる住民の間に重大な損失を生じない場合

・文民たる住民が原子力発電所周辺の広範囲に亘り存在しなければそうした損失はない。周辺に文民たる住民があっても個人携行火器による攻撃ならば許容される場合がある。さらに、原子力発電所の運転停止を強要する目的で、周辺への地雷空中散布により発電所への接近を制限するといったことも考えられる。サイバー攻撃や電磁波攻撃については、その特殊性故により厳しいか又は緩やかな規則を適用すべきということにならず、物理的破壊をもたらす害敵手段に適用される武力紛争法規則と原則的に同じ規則で規制されるべきである。このため、サイバー手段と電磁波による攻撃をこの文脈で区別して論じる必要はない。いずれの害敵手段によるにせよ炉心冷却用電力供給を含む安全確保システムの完全性が損なわれると重大な損失を生じる可能性はあるので、許容される攻撃は実際には限定される。

(5) 比例性原則の再浮上

①重大ではないとはいえ文民たる住民の間に損失が生じたならば、第 56 条 3 項が文民は「すべての場合において国際法によって与えられるすべての保護(次条[第 57 条]の予防措置による保護を含む。)を受ける権利を有する」と定めるから、他の種類の軍事目標攻撃の場合と同程度の保護を文民は引き続き受ける。

そこには第 57 条 2 項(a)(iii)の定める過度の付随的損害発生防止規則の適用もある。つまり、「重大な損失」基準設定で比例性原則から離れたといえるが、重大な損失の発生を見ない攻撃では、比例性原則が文民たる住民に生じた付随的損害の評価に用いられ、付随的損害が攻撃から得られる軍事的利益に比べて過度でなければ攻撃は禁止されないことになる。

②露ウクライナ戦争におけるチェルノブイリとザポリージャの両原子力発電所の露軍による制圧の際には、文民たる住民の間に重大な損失は発生しなかった。

・前者は、ベラルーシからキエフに向かう経路上に所在するから露軍はこれを確保する必要があったともいう。同発電所は事故で稼働を止めており、占領管理の対象とはなっても軍事目標ではなかったであろう。但し、ウクライナ軍の拠点となっているか、他の方法で軍事活動に効果的に貢献していれば軍事目標にかわる。その場合には、稼働していないことをもって第 56 条が適用される *nuclear electrical generating station* ではなくなるかの問題が生じる。原子力発電所とはされないなら、他の軍事目標への攻撃と同じく、攻撃時に周辺に生じる損害は比例性原則のみで評価される。しかし、核燃料を格納したまま停止中の原子力発電所攻撃に伴う危険は、稼働原子力発電所への攻撃と全く変わらない。また、発電していないという理由で第 56 条適用対象から外すと、定期整備中で一時的に発電していない原子力発電所も適用から除外されてしまう。

・ザポリージャ原子力発電所は、その出力から軍事目標であるような交通通信産業施設への給電のかなりの割合を担っているか又は担いうるという意味で軍事活動に効果的に貢献する軍事目標というのが妥当である。そこを防御するウクライナ軍と占領すべく接近した露軍の間で戦闘があったが、露軍が重火器の使用や航空攻撃を控え、重大な損失を生じさせない攻撃にとどめたのであれば、その攻撃は直ちには違法とはいえない。しかし、先述の通り、個人携行火器による攻撃でも発電所の機能を麻痺させる行為があったのであれば、重大な損失を招きかねないから、第 56 条 2 項のいう攻撃禁止を解除する条件に当てはまらなければそうした攻撃も第 1 追加議定書違反を構成する。

③発電所攻撃に伴う停電で生じる損害も付随的損害というべきか？

・露ウクライナ戦争では、ウクライナが現に支配する発電所に対する露軍の攻撃等で広域停電が発生して文民の生活に大きな影響が生じ、その故に露は非難された。発電所は重要な軍事目標としてこれまでの戦争では真っ先に攻撃されてきたが、その破壊による停電に伴う損害を付随的損害に算入した事例はあまり知られていない。サイバー手段による妨害の場合と同じく、停電による文民運用機器の機能停止で文民に死傷者が生じなければ付随的損害とはされないであろう。しかし、こうした文民の生活に生じる不都合を武力紛争法の問題として検討すべきという議論がこれから生じるかもしれない。

(6) 重大な損失の発生が予測される状況における攻撃禁止解除

①攻撃禁止解除条件

・第56条2項には文民たる住民の間に重大な損失が生じると予測されるとしても攻撃が許容される例外的場合が規定される。

・原子力発電所については、同項(b)において「これが軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために電力を供給しており、これに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法(it provides electric power in regular, significant and direct support of military operations and if such attack is the only feasible way to terminate such support)」であれば攻撃が許容されると規定される。

・文民たる住民の間に重大な損失が生じるにもかかわらず攻撃を許容するだけに、他の軍事目標への攻撃の場合よりも遙かに厳しい条件が課せられる。

・他の種類の発電所であれば、第52条2項のいうようにその「性質、位置、用途又は使用」が「軍事活動に効果的に貢献」し、その破壊が「その時点における状況において明確な軍事的利益」をもたらせば軍事目標とされ攻撃対象となる。

しかし、原子力発電所は、軍事活動への効果的貢献を継続している軍事目標でありながら攻撃が制限され、その点で攻撃側と被攻撃側の利益不均衡を生じる。他の軍事目標の場合でも過度の付随的損害を生じるときには攻撃できず、当該軍事目標が引き続き軍事活動に効果的な貢献をしても破壊できなくなるから同様の不均衡があるようにも思える。しかし、原子力発電所については、「重大な損失という付随的損害」を上回る軍事的利益が攻撃から得られるとしても、攻撃禁止解除条件が厳しく設定されているために一層均衡を失っていると考える国もある。

②米の立場

・米は、原子力発電所攻撃は他の軍事目標と同一の基準で評価されるべきをいう。即ち、重大な損失が発生するか否かではなく、攻撃からえられる軍事的利益との比較において過度の付随的損害発生が生じたかという比例性原則で攻撃の合法性は判断されるべきとするのである。この第56条に拘束されたくないことが第1追加議定書に米が入らない理由の一になっている。

(補) 日米両軍が協同する状況で米軍機が在日米軍基地から発進して敵国内の原子力発電所を攻撃する際には、第1追加議定書に日本は拘束され米は拘束されていないことから、日本はこの攻撃についてどこまで米軍を支援できるかという法的相互運用性の問題が生じるであろう。

・露がその占領地外にあるウクライナの原子力発電所を軍事目標として攻撃したなら、この両国間では第1追加議定書の適用があるから当該攻撃はそれにより評価される。そこで露による第56条違反があれば、ウクライナの他、この議定書締約国である諸国は露を非難できる。米もこの議定書に基づき対露非難をするのであれば、他国同士で結ばれた条約中の慣習法化していない規定に締約国が違反したことを非締約国が非難することになる。

(7) 重大な損失を発生させる攻撃と比例性原則

・第56条2項の攻撃禁止解除条件が満たされれば、文民たる住民の間に重大な損失を生じても原子力発電所を攻撃できる。その際に内部威力放出で周辺に生じる損害はやはり比例性原則で評価され、これは、重大な損失の発生しない状態における攻撃による付随的損害評価と同じである。

・但し、重大な損失が付随的損害として計算されるから、それが過度とはされない程度に大きな軍事的利益を攻撃側が得られることが同条2項による攻撃を合法化するために必要となる。

(8) 自然環境損害の評価

・自然環境は民用物か? → 第1追加議定書第35条3項、第55条1項:「広範、長期的かつ深刻」な自然環境損害のみに言及し、それに至らない自然環境損害の発生が許容されるとも解せる一方、民用物にはそうした制限のない保護が与えられるため、環境は民用物とは別個のものとも思えた。

・そうであるとする、第51条5項(b)が付随的損害を文民と民用物の巻き添え損害であるとしているため自然環境損害は付随的損害から外れるとも解される。第1追加議定書を含む武力紛争法/国際人道法がその呼称の通り anthropocentric といわれる由縁である。

・しかし、今日では、自然環境は民用物としてか又はそれ自体として保護されるとの認識が一般的になりつつある。そうなればその損害は付随的損害に算入される。これを条約として初めて示したのは ICC 規程で、その第8条2項(b)(iv)は自然環境損害も付随的損害と認識できることを前提とする。

・核物質による自然環境汚染が付随的損害とされるとしてもいかなる程度の汚染からそうなるか? 自然放射能をどの程度上回る汚染なら損害と認識されるかが問題である。

・非当事国に汚染が及ぶ場合 → これは中立法の問題となる。中立国(第三国)に生じる損害は付随的損害と観念せずに、従って「過度」ではなくとも賠償請求が可能であるように思われる。但し、どの程度の核汚染から「損害」というべきかは問題である。

(補) 武力紛争当事国の原子力推進艦艇の戦闘喪失で中立国沿岸に生じた核汚染について当該中立国が中立法からして一体誰に賠償を請求したらよいかの問題は別途ある(台湾を巡る米中武力紛争は原子力推進艦艇を持つ国同士の史上初の戦争となる。)。 → 参考文献(3)

(補) いわゆる平時には、原子力事故防止のための様々な国際的枠組があり、そこにおいて「相当の注意」を払うことを手続的に確保せしめるメカニズムがある。しかし、武力紛争法にはそのようなメカニズムはなく、せいぜい攻撃側が損害発生予測をしたかが問われる程度である。その予測の客観化をどう確保するか議論はまだない。

(9) 原子力発電所近傍軍事目標の保護

①内部威力放出型軍事目標概念の実質的拡張

・「重大な損失」基準という比例性原則から離れた絶対的基準によりダム、堤防及び原子力発電所に原則的保護を与えたことと並ぶ第56条の特徴は、これらの近傍に位置する軍事目標に同じ基準で保護を与え、これら三種施設の防御施設に対する攻撃を禁じたことである。

・第56条1項2文：「これらの工作物又は施設の場所又は近傍に位置する他の軍事目標は (Other military objectives located at or in the vicinity of these works or installations)、当該他の軍事目標に対する攻撃がこれらの工作物又は施設からの危険な威力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない。」

・ダム、堤防と原子力発電所の本体の場合と同様、重大な損失が発生するとしても例外的に攻撃禁止が解除される条件が同条2項(c)で規定される。そこでは、これらの軍事目標が「軍事行動に対し常時の、重要なかつ直接の支援を行うために利用されており、これらに対する攻撃がそのような支援を終了させるための唯一の実行可能な方法である場合」とされ、これは同項(b)で原子力発電所攻撃を例外的に許容するための条件と変わらない。

②盾としての使用？

・三種の内部威力放出型の施設の近傍にある他の軍事目標は第56条2項(c)により原則的保護を受けるため、近傍地帯は攻撃を免れる聖域になる。被攻撃側は原子力発電所を盾にしてその周辺を軍事的に利用できてしまう。

・このため第56条5項は、「紛争当事者は、[第56条]1に規定する工作物又は施設の近傍にいかなる軍事施設も設けることを避けるよう努める (The Parties to the conflict shall endeavour to avoid locating any military objectives in the vicinity of the works and installations mentioned in paragraph 1)」義務を被攻撃側に課した。

③原子力発電所防御専用施設の保護

・第56条5項2文：「保護される工作物又は施設を攻撃から防御することのみを目的として構築される施設 (installations erected for the sole purpose of defending the protected works and installations from attack)は許容されるものとし、攻撃の対象としてはならない。ただし、これらの構築される施設が、保護される工作物又は施設に対する攻撃に対処するために必要な防御措置 (defensive actions necessary to respond to attacks against the protected works and installations) のためのものである場合を除くほか、敵対行為において利用されず、かつ、これらの構築される施設の装備が保護される工作物又は施設に対する敵対行為を撃退することのみが可能な兵器 (weapons capable only of repelling hostile actions against the protected works and installations) に限られることを条件とする。」

・これは、被攻撃側の軍事目標近傍設置防止義務の例外を構成する。そこでは原子力発電所防御に必要な兵器しか認めない。しかし、個人携行火器に限定されている訳ではなく、必要な防御用兵器の範囲は攻撃側の使用兵器で決まるという解釈もできそうである。原子力発電所攻撃は、歩兵の携行火器で行われることもあれば、野砲、航空機や弾道ミサイルでなされることもある。従って、対空火器の原子力発電所近傍配備の必要も認められよう。但し、防御目的でのその配備は ICRC の議定書注釈書でもありうるとされているとはいえ、飛来する軍用航空機で発電所破壊を企図するものとそれ以外を識別することは不

可能である。別目標に向かう相手方軍用航空機に原子力発電所防御部隊が射撃を加えれば、当該部隊は反撃を受け、原子力発電所の安全も危うくする。

(補) 東海第2原子力発電所防護を百里基地の空自が対空ミサイルで行う場合はどうか(両者間距離は30数キロか)。陸上と海上の警察部隊による警備は全く問題がないか(発電所占領企図への抵抗は)。

(10) 原子力発電所防御部隊の抵抗停止

・文民たる住民の間に重大な損失が発生するとしても原子力発電所攻撃禁止が解除されてしまう場合がある。第56条2項(b)規定のようにその条件には発電所の軍事行動支援を攻撃以外の手段では停止させることができない場合という要件が含まれる。しかし、この非代替性要件は、原子力発電所が稼働を自ら止めるか、又はその防御部隊が抵抗を停止して近傍に迫る相手方部隊による占領が可能な状態になれば満たされなくなる。

・ICRCの議定書注釈書も前線にある原子力発電所については、防御部隊の抵抗停止による攻撃からの保護の可能性に言及する。無抵抗の原子力発電所は、ハーグ陸戦規則でいえば第25条の「防守セサル」建物ということになる。また、抵抗停止と占領への開放で攻撃から免れる方式は、第1追加議定書第59条のいう無防備地区の一方的設定による保護の付与とも類似する。

・重大な損失の発生防止のためには、原子力発電所を現に管理する側によるその軍事目標たる性格の除去や抵抗停止は確かに有効である。露ウクライナ戦争においても、ザポリージャ原子力発電所制圧を企図して接近する露軍に対するウクライナ軍の抵抗が同発電所を危険に曝さずにどこまで可能かの問題が指摘される。

しかし、重大な損失の発生防止という目的を至上のものとし、その達成のために抵抗停止まで推奨するくらいなら、非代替性要件その他の第56条2項(b)のいう条件を満たして攻撃が許容される事態に立ち至れば、軍事目標である原子力発電所の稼働や送電の停止を義務的とし、攻撃側と被攻撃側の利益均衡を回復させた上で保護する条文構成の方が妥当であったと思われる。

(11) 攻撃に該当しない措置－占領

・第56条は、「重大な損失」基準によって原子力発電所を攻撃から保護するためのものであり、攻撃以外の措置からの保護を特に定めない。攻撃(attack)は、第1追加議定書第49条1項では「攻勢としてか防御としてであるかを問わず、敵に対する暴力行為(acts of violence against the adversary, whether in offence or defence)」と定義される。占領成立までは攻撃その他の敵対行為がなされようが、占領そのものは攻撃とは区別される。原子力発電所占領は第56条ではなく占領法規に従ってなされればよい。

・自己の支配下にある原子力発電所の破壊

自己の支配下のダムや堤防を破壊して冠水地帯を出現させることは、相手方部隊進出を遅滞させるため有効である。原子力発電所破壊に伴う汚染も同様の効果を持つ。その反面、かかる破壊は、周辺の文民、民用物及び自然環境に甚大な影響を与える。露ウクライナ戦争でもウクライナ領域にある原子力発電所がそれを支配する武力紛争当事国に破壊されるとの懸念があり、ダムと堤防の破壊は実際にあった。

・しかし、「敵に対する」暴力行為を「攻撃」というから、自国領域や占領地内で自己支配下のダム、堤防や原子力発電所を破壊することは攻撃に該当せず、「攻撃」を制限する第1追加議定書諸規定の適用を受けない。このため第56条起草時に「攻撃」と並び自己支配下の施設の「破壊(destruction)」を禁止する案が提示された。しかし、第2次大戦中に堤防破壊による独軍阻止を企図したオランダ等の反対で結局取り入れられなかった。

・なお、自己支配下の物を破壊しつつ部隊が後退する焦土作戦の制限に関し述べる第54条5項は、「いずれの紛争当事国にとっても侵入から自国の領域を防衛する重大な必要」があることから、「絶対的な軍事上の必要」があれば同項の「禁止から免れる」という。しかし、第54条が焦土作戦を制限してまで保護しようとするのは「文民の生存に不可欠な物」で、それは同項例示のように食糧、飲料水や灌漑の施設である。同条は、原子力発電所その他の発電所と送電施設が文民の「生存に不可欠」であるとはしない。原子力発電所を含む自己支配下の発電所の焦土作戦としての破壊は「絶対的な軍事上の必要」がなくとも可能である。国際的武力紛争にかかる武力紛争法は当然ながら相手方武力紛争当事国との関係を主に規律するため、自国領域内の自国民の扱いにほとんど関心を示さない。

・他方、占領地住民は相手方の国民であるので、その保護は武力紛争法の本来的な守備範囲に入り、占領法規にはそのための細かな規定がある。占領地にあるダム、堤防や原子力発電所の占領軍による破壊も占領法規でその適法性が評価される。ハーグ陸戦規則第46条は、占領地住民の生命と財産を尊重しその安全を確保する義務を占領国に課し、ジュネーヴ第4条約第53条は、占領地にある被占領国やその国民の財産の破壊は、「軍事行動に絶対的に必要とされる場合」にしか許容しない。住民の立ち退きもジュネーヴ第4条約第49条により規制される。また、先述の第1追加議定書第35条3項と第58条(c)の適用は占領地でもある。こうした占領法規の制限内で原子力発電所破壊を破壊することはほとんど不可能であろう。

(補) ウクライナ領域内のウクライナによるダム破壊と、露占領下ウクライナ領域における露によるダム破壊の評価

(12) 原子力発電所攻撃と戦争犯罪 (省略)

おわりに

(1) 「軍事目標」の性格を維持したままの保護の困難性

・第1追加議定書第56条は、攻撃側と非攻撃側の利益均衡論を排して特別の保護を原子力発電所に与えた。しかし、原子力発電所の軍事目標たる性格を維持したままの保護であるから、それを無力化しなければならないとする軍事的必要が増大していくとその保護はどこかで破綻するはずで、最終的には同条2項のいうように攻撃禁止を解除せざるをえなくなる。その場合には、文民、民物及び自然環境は、他の軍事目標攻撃の場合と同じく、過度の付随的損害発生を禁じる比例性原則の保護のみを受ける。

・比例性原則による保護は原子力発電所攻撃に伴う核汚染の場合にもあり、それはそれで一定の有効性を持つ。しかもこの原則は慣習法であるから、第1追加議定書に入らないイスラエルや米に対しても拘束的である。しかし、それでは結局のところ、原子力発電所の特別の保護はなかったに等しくなる。

(2) 民用物化と安全保護地帯設定

・ 軍事目標であるから攻撃せざるをえないのであれば、民用物にしてしまえばよく、そうならば攻撃は法的にはありえなくなる。武力紛争当事国間の特別の取極による原子力発電所安全保護地帯化というかたちでの民用物化ないし特別保護対象化の主張が露ウクライナ戦争でもなされたのは不思議ではない。こうした民用物化は、ICRCが1956年に戦時文民保護に関する条約草案を提示したときから検討されていた。しかし、第1追加議定書起草過程ではそのような特別取極締結方式は現実的ではないとして採用されなかった。

・ 露ウクライナ戦争では、IAEAの仲介で特別の取極による保護付与が検討された。露ウクライナ戦争という特定の武力紛争における特定の原子力発電所については、安全保護地帯に関する露ウクライナ合意達成の可能性は排除されない。但し、近代的送電網では交通通信産業施設その他の軍事目標への送電だけを選択的に止めることは困難で、発電所の軍事目標としての性格を完全に除去するのは難しい。完全稼働停止であれば民用物化するが(日本の全国知事会の主張(「原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請」2022年3月30日)はそういう意味を持つので注目される)、原子力発電依存度の高い国であればそれは継戦能力喪失を意味する。であるからといって軍事目標への送電を続けたままの安全保護地帯化ならば、相手方武力紛争当事国がその設置に同意することは普通は期待できない。

・ 第1追加議定書の無防備地区に関する第59条や非武装地帯設定についての第60条でも攻撃からの免除を獲得するために軍事活動停止や軍事目標撤去についての厳しい条件が設定されている。発電所の軍事的重要性からして原子力発電所安全保護地帯化でも同等以上に厳しい条件の設定がなされ、しかもその遵守を利益保護国、ICRCやIAEAが監視するといった方法でなければ安全保護地帯方式の一般化は難しいであろう。

・ とはいえ、もし安全保護地帯設置の国家実行が一つでも生じれば、日本における原子力発電所の新設や再稼働にあたり、武力紛争時にその種の地帯設置を一方的にか又は相手方武力紛争当事国と合意でなす用意があるか、そしてその前提として、当該原子力発電所の軍事目標たる性格を除去又は極小化する用意があるかが問われることになる。

<参考文献(関係資料はこれらの脚注を参照されたい。)>

(1) 真山全、「露ウクライナ戦争における原子力発電所攻撃の国際人道法上の評価」、日本赤十字国際人道研究センター、『人道研究ジャーナル』第12巻(2023年)、69-94頁。

(2) 同、「武力紛争法における『核の忘却』の終焉—対ウクライナ核攻撃を武力紛争法からどのように・どこまで非難できるか」(YOLJ-L2306008)、『有斐閣 Online ロージャーナル』2023年7月号(2023年)。

(3) *Idem.*, "Combat Losses of Nuclear-Powered Warships: Contamination, Collateral Damage and the Law," U.S. Naval War College, *International Law Studies*, Vol.93(2017), pp.132-156.

<了>